区分		使用材料
機器の種類	部分	
圧縮機	クランク軸、ピストンロッド	JIS G三一〇一号の鍛鋼品三種
	シリンダ、シリンダライナ、クランクケーシング、ピストンバルブ	JIS G五五〇一号の鋳鉄品三種
	ピストンピン	JIS G四一〇一号のはだ焼鋼
	ばね	JIS G四八〇一号のばね鋼
油分離器、液分離器及び受液器	胴及び鏡板	JIS G三一〇一号の一般構造用圧延鋼板
凝縮機	胴及び管板	JIS G三一〇一号の一般構造用圧延鋼板
	冷却管	JIS G三四一一号の一般用鋼管
冷却コイル及び低圧部の連絡管		JIS G三四一七号のガス管
高圧部の連絡管		JIS G三四一一号の一般用鋼管

備考　冷媒にフレオン又はメチルクロライドを使用する油分離器、液分離器、受液器及び凝縮器にあつては、JIS H三一〇一号の銅板又はJIS H三六〇一号の継目無銅管でもよい。